

会社側ハ労働者側ノ嘆願事項ヲ拒絶シタルカ目的貫徹ノ爲メ夫側カ飽達罷業ヲ決行セトスルニ於テハ罷業者全員ヲ解雇セトスル意圖有テ支持し目下臨時人夫ノ募集ヲヤシキ事業ヲ全廢シ居レリ

労働者側

三十一名ノ人夫ハ労働總同盟運輸労働組合ノ応援ヲ得テ抗争スルコトニ決意シ十三日ノ回答ニヨリ要求事項ノ全部ヲ拒絶セラルルヤ今日午後ヨリ一斉罷業ヲ決行シ管下日暮里町各中本六〇番地内田春吉方ニ集合シ対策ヲ協議シ結束シ固メ居レリ

右及申(通)報候也

別記ニ

従来ノ料金割合表

- 一 配建料ハ會社側五分労働者五分トス
- 二 特別小口集配ハ百斤ニ付至十四元トス
- 三 小荷物配建ハ一個金四元トス
- 四 荷車及シートハ労働者一員担トス

嘆願書

- 一 配建料ハ會社側四分運搬夫一分ニサレタリ但シ遠方及重量ナル時ハ五分トシ通リ配手別ニサレタリ
  - 一 特別小口集配共百斤金拾五錢也トサレタリ
  - 一 小荷物配建ハ一個金五錢也トサレタリ
  - 一 荷車及シートハ會社員擔トサレタリ
- 右及嘆願候也
- 運搬夫一同

昭和四年十月九日  
三河聯合同運送株式會社  
印